

2013年度横浜市知的財産セミナー

2013年7月2日

米国特許制度における最近の動向

米国改正特許法、

特許訴訟におけるパテントロールの影響、及び

米国・日本・その他領域に影響を与えるその他最新情報

マーク・モンタギュー

米国特許弁護士

弁護士

パートナー／コーワン、リーボウイツ & ラットマン法律事務所

Email: MXM@CLL.COM

Cowan, Liebowitz & Latman, P.C.

1133 Avenue of the Americas, New York, NY 10036

(212) 790-9200

www.cll.com

米国改正特許法

- 米国改正特許法 (“AIA”) は、2011年9月16日にオバマ大統領により正式に署名された。
- AIAは、60年ぶりの大改正である。

米国改正特許法

主な改正点－概要

- 従来、米国特許制度は、“先発明主義”であったが、現在では、新規特許出願に対して“先願主義”を採用している。
- 米国特許商標庁に対して申立可能な新しい特許異議申立手続が新設され、これを「ポスト・グラント・レビュー」という。
- 米国特許出願の早期審査制度が新設された。
- 米国出願を企業名でファイルできる。
- 米国特許法のその他改正

米国改正特許法

新設の先願主義

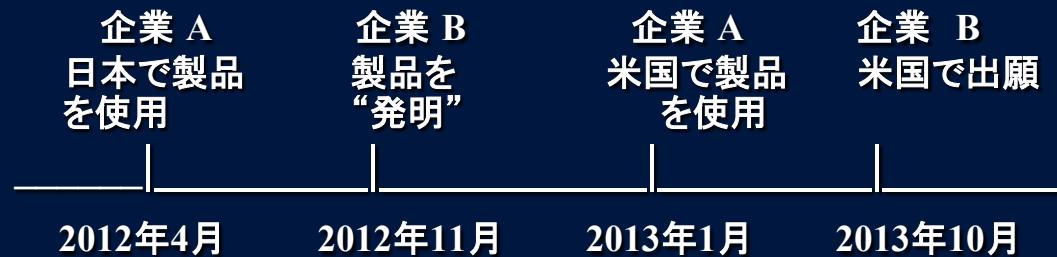
- 新設の“先願主義”の規定は、2013年3月16日又はそれ以後にファイルされた全ての米国特許出願に対して適用される。
- 従来¹の先発明主義の規定は、2013年3月16日より前にファイルされた米国特許出願に適用される。
- ただし、米国出願が2013年3月16日より前にファイルされた別の出願の優先権を主張し、かつ全請求項をサポートしている場合に、その米国出願には従来の規定が適用される。
 - ◆ 別の出願とは、別の米国出願、米国以外の国での出願（例えば、日本出願）あるいは国際特許出願をいう。

米国改正特許法 新設の先願主義

- 新設の規定では、米国出願を拒絶するのに利用され得る先行技術がより多くなる。
- 新規定： 発明が世界のどこかで、特許され、刊行物に記述され、公開使用され、販売され、あるいは“その他の方法で公衆に利用可能な状態におかれる”前に、出願がファイルされなければならない。
- 旧規定では： 米国以外における発明の公開使用あるいは販売は、先行技術ではない。

米国改正特許法 新設の先願主義

事例1 – 両規定の主な相違を示す例



- ◆ 新规定では: 2012年4月に企業Aが日本で製品を公開使用したことは、企業Bの米国出願に対して先行技術となる。
- ◆ 旧規定では: 企業Aの日米両国における活動は、企業Bの米国出願に対して先行技術とはならない。

米国改正特許法 新設の先願主義

- 新規定では： 他人の米国特許、公開された米国特許出願及び公開された国際(“PCT”)出願は、優先権の基礎となる出願がどこで出願されたかにかかわらず、それらの優先日以降に先行技術となる。
- 旧規定では： 上述の文書は、それらの米国出願日以降、あるいは国際出願が英語で公開された場合に限り国際出願日以降に、先行技術となる。
 - ◆ 旧規定では、米国以外でされた優先権の基礎出願の出願日は関係ない。

米国改正特許法 新設の先願主義

事例2－両規定の主な相違を示す例



- ◆ 新規定では： 企業Aの公開された米国出願は、企業Aが日本で最初に出願した時点より、企業Bの米国出願に対して先行技術である。
- ◆ 旧規定では： 企業Aの両国出願は、企業Bの米国出願に対して先行技術ではない。

米国改正特許法 新設の先願主義

■ 新制度の効果

- ◆ 何が米国特許出願に対して先行技術になるかを決定するにあたり、発明日はもはや関係ない。
- ◆ 米国での活動と米国外での活動との間にもはや如何なる区別もない。－全ての活動は同一に扱われる。
- ◆ 新制度の下では、優先されるべき権利を決定しやすい。－出願日および公開した日を考慮するだけで良い。
- ◆ 他国の特許法により近づいた。

米国改正特許法 新設の先願主義

- 米国における“1年間”のグレースピリオドの維持
 - ◆ 新設の米国制度は、発明者自身の発明公開に対する“1年間”のグレースピリオドを維持している。
 - ◆ したがって、発明者は、自身の発明を公開し、その公開から1年以内に米国特許出願を行うことができる。
- しかし、米国以外での特許権は公開の影響を受けるので、特許出願を公開前にファイルすることを強くお勧めする。

米国改正特許法

新設のデリベーション手続

- 特許出願人が、他人や他の団体が何の権原も無く、その特許出願人から発明を盗んで先にファイルしたと思う場合には、その特許出願人は、米国特許商標庁 (USPTO) に対して、デリベーション手続 (冒認手続)を開始するように請願できる。
- デリベーション手続は、後願の公開日から1年以内に申請されなければならない。
- デリベーション手続は、最初に発明した者を決定していたUSPTOのインターフェアレンス手続に代わる手続である。

米国改正特許法 新設のデリベーション手続

- デリベーション手続において勝つためには、特許出願人に証拠が要求されるので、以下の事項が強く推奨される。
 - ◆ 企業は、何時、発明を最初に想起し、開発を行い、完成したかについての正確な記録を保持すること。
 - ◆ 可能であれば、企業は、機密情報を保持すること。
 - ◆ 企業は、発明に関する情報を提供された人／企業の名前の記録を保持すること。
 - ◆ 可能であれば、企業は、秘密保持契約を用いること。
- 上記推奨事項は、重要な情報／開発の営業秘密保護にも役立つ。

米国特許商標庁の費用

出願人の種類

- 米国特許商標庁の費用は、特許出願人の“状況”による。
- 出願人の種類は、3種類存在する。
 - ◆ “大規模団体”の出願人：通常料金(減額無し)を支払う
 - ◆ “小規模団体”の出願人：最大50%の減額を受ける
 - ◆ “超小規模団体”の出願人：最大75%の減額を受ける
- “超小規模団体”というのは、新設されたものである(2013年3月19日から有効)

米国特許商標庁の費用 出願人の種類

- “大規模団体”の出願人： 従業員500人を超える企業(子会社、親会社のような“関連”団体の従業員を含む)
- “小規模団体”の出願人： 従業員500人以下の企業、非営利企業、あるいは大学
- “超小規模団体”の出願人： 米国の平均的な世帯所得(現在では、約51,400ドル)の3倍以下の所得を得る人であって、今まで5件未満の特許出願をしていて、かつ超小規模団体以外の団体に譲渡若しくは技術ライセンスをしていないもの

米国特許商標庁の費用

例:

- 米国特許出願費用：
 - ◆ 大規模団体： 1600ドル
 - ◆ 小規模団体： 800ドル(50%減額)(電子出願の場合には、730ドル)
 - ◆ 超小規模団体： 400ドル(75%減額)
- 出願の請求項数及び記載量に基づく追加料金がある。
- 米国特許商標庁の全費用は、以下のアドレスに公開されている。
 - ◆ <http://www.uspto.gov/web/offices/ac/qs/ope/fee031913.htm>

米国特許商標庁

重要な統計データ(2013年5月現在)

- 最初の拒絶理由通知まち(出願～最初の審査までの期間)
: 18. 7カ月(平均)
- 全係属期間(出願～特許登録若しくは出願放棄までの期間): 30. 6カ月(平均)
- 一出願当たりの拒絶理由通知の回数: 2. 54回(平均)
- 審査されなかった特許出願の数: 600, 149件
- 米国特許審査官の数: 7, 808名

米国特許商標庁

新設の早期審査手続 – “トラック・ワン”

- 特許出願人は、次の費用を支払うことによって、米国特許出願に対して早期審査(“トラック・ワン”という)を請求できる。
 - ◆ 4,000ドル 大規模団体の場合
 - ◆ 2,000ドル 小規模団体の場合
 - ◆ 1,000ドル 超小規模団体の場合
- 通常の出願費用、調査費用、審査費用及び公開費用も支払う必要がある。
- 早期審査は、米国国内移行した出願に対しては適用されない。しかし、国際(PCT)出願の米国継続出願である、米国“バイパス”継続出願の場合には適用される。

米国特許商標庁 新設の早期審査手続－“トラック・ワン”

- 米国特許商標庁の目的は、“トラック・ワン”の出願に対して、1年以内に特許許可または最終拒絶することにある。
- 米国特許商標庁の統計：
 - ◆ 出願（早期審査の要求のあった）～最初の審査までの期間：
3.4カ月（平均）
 - ◆ 早期審査の請求の無い出願： 18.7カ月（平均）

米国改正特許法

企業／譲受人の名前による出願

- 米国特許出願は、現在、以下のいずれかで出願できる。
 - ◆ 発明者の名前で
 - ◆ 譲受人(例えば、使用者)の名前で
 - ◆ 発明を譲受する権利を有する団体の名前で
- 2012年9月26日より前、全ての米国特許出願は、発明者の名前でのみファイルされていた。

米国改正特許法

新設のポスト・グラント・レビュー手続 (特許異議申立)

- 米国特許の有効性を争うため、第三者は、新規“先願主義”のルールの下で審査された如何なる特許に対しても、米国特許商標庁による登録見直し(ポスト・グラント・レビュー)を請求できる。
- ポスト・グラント・レビューの請求は、特許の登録から9月以内に提出されなければならない。
- 特許クレームは、如何なる理由についても審理され得る
 - ◆ 例えば、新規性欠如、自明性、実施不能、不明瞭、不適切な発明主題など
- どのような種類の証拠でも提出できる
 - ◆ 印刷書類(特許、刊行物)、宣誓書(宣誓陳述書)、宣言書など

米国改正特許法

新設のポスト・グラント・レビュー手続 (特許異議申立)

- ポスト・グラント・レビューの手続において、特許権者は、以下の事項を行うことができる：
 - ◆ 如何なる審理対象クレームについても補正できる；
 - ◆ 如何なる審理対象のクレームについても削除できる；
 - ◆ 合理性のある代替クレームを提案できる
- 但し、補正／代替クレームは、特許の保護範囲を拡大するもの
であってはならない。

米国改正特許法

新設のポスト・グラント・レビュー手続 (特許異議申立)

- ポスト・グラント・レビューは、改正前に有効であった対米国特許商標庁手続きよりも早く審理されるものと思われる。
- 米国特許商標庁は、審理開始から12～18カ月以内にポスト・グラント レビューの審理を終了したいと考えている。
- ポスト・グラント・レビューの手続では、改正前に有効であった再審査手続よりも多くの種類の問題を取り上げることができる。
- ポスト・グラント・レビューの費用は、米国の裁判所において特許を攻撃するよりも遥かに安価であると思われる。

米国改正特許法

審査係属中の米国出願への 第三者による先行技術の提出

- 第三者は、他人の米国特許出願に対して、刊行物およびそれら刊行物との関連性についての検討を提出できる。
- 第三者は、匿名で手続きすることができる。
- 提出期限は、次のいずれか遅い時点である：
 - ◆ 出願公開日から6カ月；または
 - ◆ 出願クレームに対する最初の拒絶理由通知の日、ただし
 - ◆ 特許許可通知の送付前

米国改正特許法

特許番号の新“仮想”マーキング

- 経緯： 米国では、被疑侵害者が侵害に基づく損害の賠償を求められる前に米国特許の（存在を知らせる）通知を受けなければならない。
- そのような通知は、以下の方法により付与され得る：
 - ◆ 被疑侵害者に対して直接的な通知を行う（例えば、“停止を求める警告状”のようなレターの送付）、または
 - ◆ 米国特許番号の付いた特許製品を特定することによる“権利の擬制通告”を行う
- 例外： もし、特許が特許権者若しくはライセンシーにより活用されていない場合には、その通告は撤回される。

米国改正特許法

特許番号の“仮想”マーキング

- 米国特許が登録された場合、“権利の擬制通告”が存在するように特許製品に米国特許番号を付けることを強くお勧めする。
- そのような“権利の擬制通告”があると、特許権侵害者が侵害に気付いていない場合でも、侵害に基づく金銭的損害が増加する。
- 米国改正特許法は、“仮想”マーキングと称する“権利の擬制通告”を提供する新しい方法を創設した。

米国改正特許法

特許番号の“仮想”マーキング

- “仮想”マーキングは、米国特許番号、特許権者を製品にマーキングする代わりに、以下のような手段を講じることを意味する：
 - ◆ 特許情報を無料でアクセス可能なインターネットアドレスに掲載する;および
 - ◆ そのインターネットアドレスと共に“patent”(又は“pat”)という文言を製品にマークする

米国改正特許法

特許番号の“仮想”マーキング

- 例えば、
 - ◆ 企業は、製品およびその製品をカバーする特許を確認できるインターネットアドレス(ウェブサイト)を持ち：
加えて、
 - ◆ 製品には、以下のような適切なラベルをマークすることができる：
 - ◆ “この製品をカバーする特許のリストについては、
www.company-patent-list.comをご覧ください。”

米国改正特許法 特許番号の“仮想”マーキング 事例

製品： 楕円形状の製品

For list of patent(s) covering this product:
see www.company-patent-list.com

製品： ダイヤモンド形状の製品

For list of patent(s) covering this product:
see www.company-patent-list.com



米国改正特許法 特許番号の“仮想”マーキング

- 製品への特許番号の通常のマーキングと比較したときの“仮想マーキング”の優位性：
 - ◆ 異なる特許によりカバーされる異なる製品に対して同じラベルを使用できる。
 - ◆ 特定の製品をカバーする米国特許が登録になった後、ウェブサイトを変更するのが迅速、容易かつ安価である。
 - ◆ 既に販売された“仮想マーキング”付きの製品は、新たに登録された米国特許に対してさえも、“権利の擬制通告”をもたらす。

米国特許の特許可能な発明主題 変更事項

ソフトウェア、ビジネスメソッドおよび金融製品

- ソフトウェア、ビジネスメソッドおよび金融関連製品は、一般的に、米国における特許取得対象になる。
- 但し、特許出願のクレームに記述される発明は、その発明の実現を助けるコンピュータあるいは他のテクノロジーに“結び付けられるもの”でなければならない。
- しかし、米国特許商標庁の審査官は、一律には、これらのタイプの出願を審査しない。

米国特許の特許可能な発明主題

ソフトウェア, ビジネスメソッドおよび金融製品

ソフトウェア/金融製品の特許事例

- U.S. Patent 7,085,738 - 特定タイプのヘッジファンドに関する
- U.S. Patent 7,212,998 - 為替取引に関する
- U.S. Patent 7,565,316 - “スワップ”に関する
- U.S. Patent 7,908,203 - 特定種類のトレーディングシステムに関する
- U.S. Patent 8,156,027 - ファンドの公正な価格付けに関する

米国特許の特許可能な発明主題

不適切な発明主題

- 2013年5月13日、*CLS Bank International v. Alice Corp.*事件において、控訴裁判所は、コンピュータを利用したトレーディングプラットフォームに関する特許が不適切な発明主題に関するものとして特許無効を維持した。
- 具体的には、その特許は、“決済リスク”を回避するために、信用のある第三者が当事者間の債務を決済する債務交換のための、コンピュータを利用したトレーディングプラットフォームに関する。
- その特許は、単に、コンピュータを利用したトレーディングプラットフォームに関するものであることを理由とするわけではなく、クレームの大部分が漠然とした着想に過ぎないことを理由に無効になった。

米国特許の特許可能な発明主題

その他の不適切な発明主題

- 税対策は、米国では特許にならない。
 - ◆ これらは、納税義務の削減、免除あるいは繰り延べのための戦略および手続きを含む。
- ヒトの器官は、米国では特許にならない。
- 最近、米国最高裁は、単離されたヒト遺伝子の特許化が適切かどうかを検討している (*Association for Molecular Pathology v. Myriad Genetics*)。

米国仮特許出願

■ 米国仮特許出願とは

- ◆ 米国仮特許出願は、典型的な国内出願のすべての要件を備えずに、全ての国においてパリ条約優先権を主張する目的を認めた低コスト出願である。
- ◆ 米国仮特許出願がファイルされた後、その仮特許出願の優先権を適正に主張するためには、正規の米国、非米国あるいは国際出願を1年以内にファイルしなければならない。
- ◆ 正規の米国国内出願と同様、世界中の誰でも、どの企業でも、米国仮特許出願をファイルできる。

米国仮特許出願

- 米国仮特許出願は、正規の国内出願同様、その発明に関する明細書および図面(図面が必要な場合)を含まなければならない。
- しかし、米国仮特許出願は、以下のものを要求していない。
(a) クレーム;(b)正式な図面(正式な図面でなくても良い);
(c)宣言書
- 米国仮出願は、如何なる言語でファイルされても良く、英訳は少なくとも1年間は要求されない。
- 米国仮出願は審査されない。
- 米国仮出願は、特許にならない。

米国仮特許出願

■ なぜ、米国仮特許出願を行うのか？

- ◆ 仮出願は、クレームおよび正式な図面を要求されないため、通常、正規の国内出願に比べてより迅速に準備およびファイルできる。
- ◆ 仮出願は、通常、正規の国内出願のコストよりも安価なコストで準備およびファイルできる。
- ◆ 英訳は、正規の米国国内出願がファイルされるまで要求されない。
- ◆ 次の改良を開示するために追加の仮出願をファイルすることができ、その後、既にファイルされた複数の仮出願の優先権を主張した正規の国内出願(日本、米国などにおける)をファイルできる。
- ◆ 仮出願は、正規の国内出願が公開されるまで秘密状態に維持される。

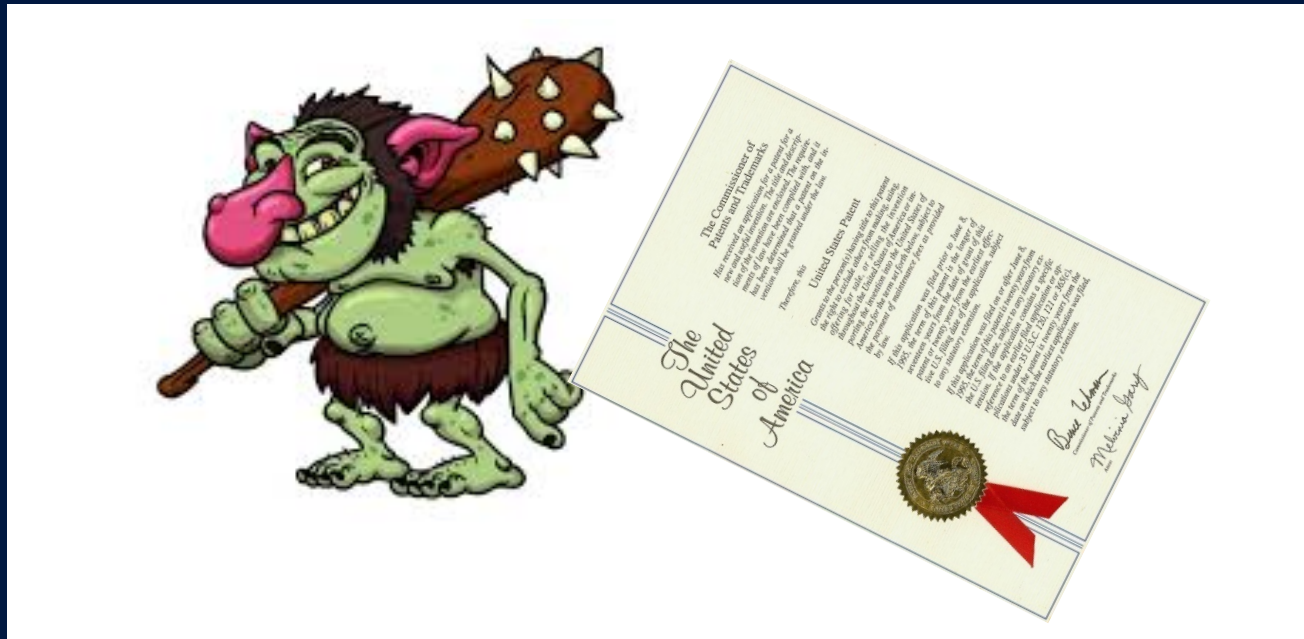
パテントトロール

米国での問題ー
それはすぐに世界的な問題になる

パテントトロールとは？

パテントロール

パテントロールとは？



パテントロール

■ パテントロールとは？

- ◆ パテントロールは、米国に起源を有し、一般的には非常に積極的な態様で、被疑侵害者に対して権利行使をする会社をいう。
- ◆ パテントロールは、特許庁から特許を確保するだけで、ほとんど技術開発および投資を行わない。
- ◆ その代わりに、パテントロールは、金儲けだけを目的に、他の企業に対して合理的に権利行使するのにふさわしいと評価された特許を買う。

パテントトロール 問題

- 多くのパテントトロールは、他の団体の既存技術を攻撃することによって金儲けの目的だけで行動する。
- パテントトロールは、新規の価値ある技術を開発するために、彼らの特許を使用することはほとんどない。
- 現在、パテントトロールを以下のように称する者や多くの論説がある：
 - ◆ “特許主張団体”(PAE)または
 - ◆ “非実施団体”(NPE)これらの言葉は攻撃的ではないため

パテントトロール 問題

- パテントトロールの規模および数は、2005年から今日までかなり増大し、彼らにより提起された特許侵害訴訟の数は、ここ数年で爆発的に増えた。
- 2007年、米国における特許侵害訴訟の24%は、パテントトロールにより提起された。
- 2012年、米国における特許侵害訴訟の56%は、パテントトロールにより提起された。

パテントロール 問題

- パテントロールは、2012年のビジネス上のコストとして、法律上の費用およびライセンス・コストを合わせて、290億ドルになると予測されている。

パテントロール

- 侵害に対する特許権者側の立場が弱いことがよくあるにも関わらず、パテントロールにより提起された多くの訴訟は、非常に早期に、被告による和解に至る。
- ほとんどの場合、和解の費用は、米国では非常に高額な防御の総費用よりも安価である。
- パテントロールは、特許の価値あるいは侵害クレームの強さ(若しくは弱さ)ではなく、被告にかかる予想訴訟コストに基づいて、被告に対して和解金額を設定する場合がある。
- パテントロールは、成功報酬ベースで業務を行う弁護士を使うことにより、彼らの訴訟コストを低く抑えることができる。—当該弁護士は、彼らのタイム・チャージではなく、和解金の中から所定割合を得る。

パテントロール

どんな対策が行われているか？

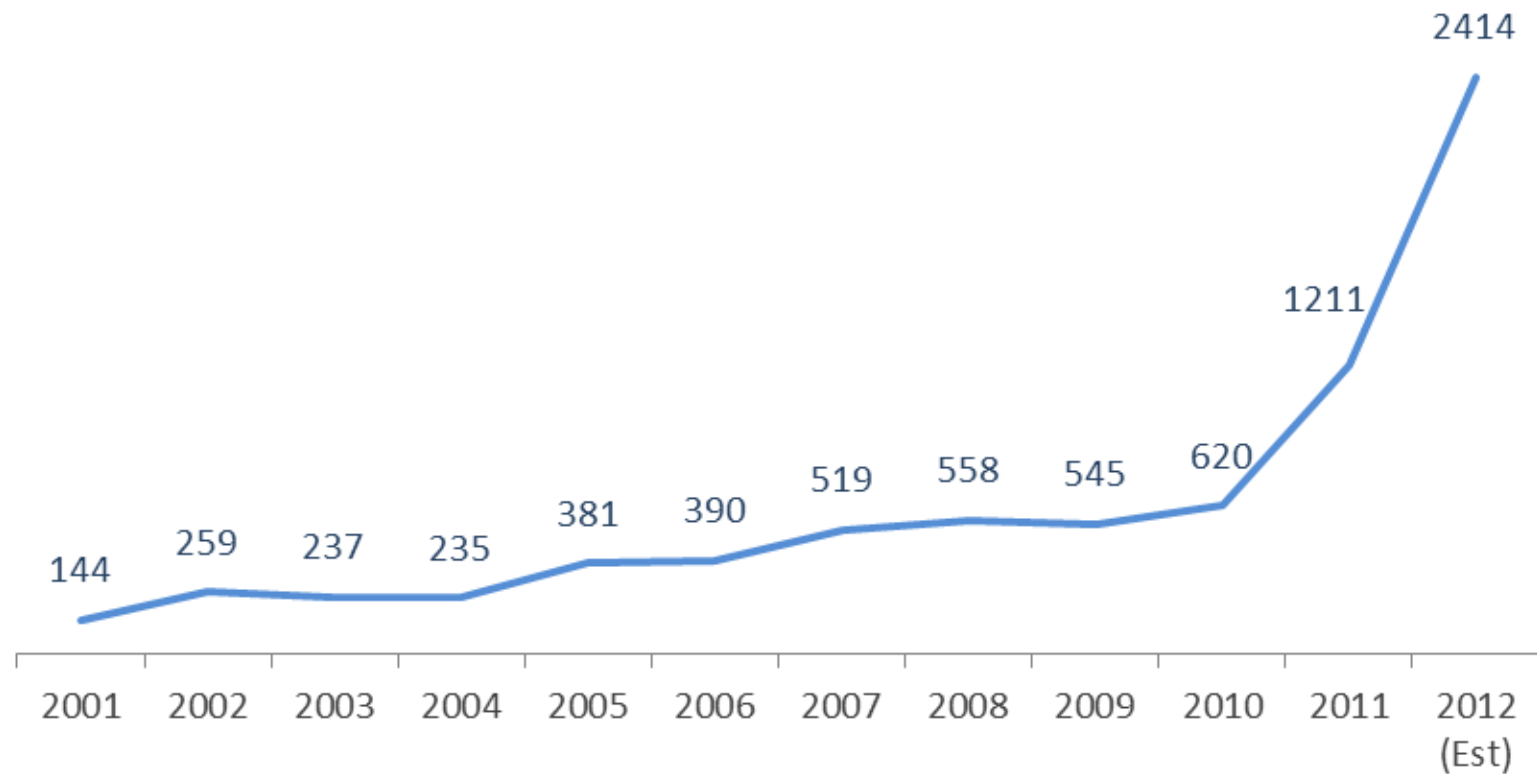
- 米国改正特許法は、パテントロール訴訟の問題に取り組むことを意図するルールを創設した。
 - ◆ 2011年9月16日以後、複数の被告を含める唯一の根拠が同一特許の侵害の場合、米国訴訟の原告は、単一係争においてそれら複数の被告を含めることはできない。
 - ◆ この日より以前、パテントロールにとって、多くの企業（例えば、50の企業）に対して特許権侵害に基づく権利行使を提起するのが一般的であった。
 - ◆ 今日では、パテントロールは、これらの企業各々に対して別々に訴訟を提起しなければならない。

パテントトロール どんな対策が行われているか？

- 残念なことに、新設のルールは、パテントトロールの行動を抑制しなかった。
- パテントトロールは、単に、多くの訴訟を提起した。

パテントトロール

年間のパテントトロール事件の数



パテントトロール どんな対策が行われているか？

- 米国連邦議会は、現在、Shield Actと称する法律を検討している。— Shield Actは、技術を開発および実施する企業を保護するように構築される。
 - ◆ 提案されている法律案は、以下の事項を規定する。

特許侵害訴訟の原告が

 - ◆ 発明者ではなく、
 - ◆ 特許製品の製造若しくは販売を通じて、対象特許を活用しておらず、かつ
 - ◆ 大学若しくは大学の技術移転機関でもない場合、
 - ◆ さらに、原告が訴訟で負けた場合（特許無効若しくは非侵害の場合）には、

裁判所は、勝訴した被告の合理的な弁護士費用も含めた全費用の補償を命ずる。

パテントトロール どんな対策が行われているか？

- パテントトロールに対して反撃を開始している企業もある。
- 例えば、新規の創業間もない企業であるUnified Patents は、パテントトロールによって権利主張されている特許の有効性を争うというミッションを持っている。
 - ◆ その特許は、米国特許商標庁で(有効性につき)争われる予定である。
 - ◆ その企業は、関連産業に属する企業を集めて(マイクロプールと称する)グループを形成しており、それら企業は当該特許の無効化を支援するために費用を支払う。

パテントトロール

- 企業は自身を守るために何ができるか
 - ◆ 開発前の特許調査
 - ◆ 新しい製品あるいはサービスの開発に先立ち、全ての特許および知財をチェックする。
 - ◆ 自分の事業における既知のトロールを認識しておく。
 - ◆ 米国特許商標庁において対象特許の有効性につき争うことを考える。
 - ◆ トロールのターゲットになっている他の企業とコミュニケーションを図る。
 - ◆ あなたと同じ分野の他社は、既にパテント・トロールに対処していることもあり得る。—これらの企業は、非常に有益な情報を提供してくれるかも知れない。
 - ◆ 創業したばかりの企業なら、お金を持っていないということを明確にする。

日本企業へのアドバイス まとめ

- 新規出願に関し、米国における“先行技術“の考え方は、日本のそれと類似している。
 - ◆ しかし、発明が出願前に公開されている場合、米国出願（あるいは優先権の基礎出願）がそのような公開から1年以内にファイルされている限り、いまだ米国特許を取得可能である。
- 出願を急ぐ場合、まず米国仮出願をファイルし、その後当該仮出願の優先権を使って日本出願をファイルすることを考えてください。
- ソフトウェア、ビジネスメソッドおよび金融関連の発明に関し、米国は、適切な発明主題が何であることを決定するに際し、比較的寛容な考えを持っていることを忘れないでください。

日本企業へのアドバイス まとめ

- 早期に米国特許を取得したい場合、早期審査を請求することを検討してください。
- 米国特許の取得後、米国の特許マーキング要求について認識しておいてください。
 - ◆ また、この講演で先に確認した優位性の観点から、新設の“仮想マーキング”を利用することも検討してみてください。
- 発明の創作の間は、適切な記録をとり続けてください。
 - ◆ そのような記録は、営業秘密の保護と同様、将来、米国特許商標庁における“デリベーション(発明の起源探索)”手続を行う際に役立つかもしれない。
- 将来、他社の米国特許を無効にしたい場合には、米国特許商標庁に対して行う新設のポスト・グラント・レビューを検討してみてください。

紹介

コーワン, リーボウイツ & ラットマン法律事務所

- 100名を擁する知財法律事務所
 - ◆ 特許、商標、著作権およびトレードシークレット専門の弁護士
 - ◆ 米国特許弁護士
 - ◆ 税関専門の弁護士
 - ◆ 情報技術専門の弁護士
 - ◆ 企業法務専門の弁護士

顧客のために

コーワン, リーボウイツ & ラットマン法律事務所

- コーワン事務所は、米国および国際知財法について実績のある経験と専門知識を持っています。
- コーワン事務所は、顧客に利益をもたらすため、協働して自分たちの総合的な実務能力を使います。
 - ◆ 例えば、私たちの知財実務と税の実務との協働は、米国国内に製品を輸入する手続を促進することにより、適切に評価された義務と時間を保証することで顧客の費用を節約します。
 - ◆ 知財弁護士と企業法務弁護士との協働は、米国にファイルされるべきビジネス情報を特定し、それにより無駄な時間をカットして、顧客の費用を節約します。
- コーワン事務所は、自分たちの経験を使い、顧客の社会的およびビジネス上の文化を理解します。
 - ◆ 私たちは、顧客との建設的な関係を長期間かけて構築するため、文化交流的、相互協力的なおよび法的な強みを活かします。

コーワン, リーボウイツ & ラットマン法律事務所

- 顧客の代表的な産業分野:
 - ◆ 電子、コンピュータ、インターネット、通信
 - ◆ 医薬、健康
 - ◆ 民生商品
 - ◆ 金融、銀行、保険
 - ◆ 衣料、ファッション
 - ◆ 音楽、放送、出版
 - ◆ 食品、レストラン
 - ◆ スポーツ
 - ◆ ゲーム、玩具

御静聴ありがとうございます

■ 質疑応答

- 本講演あるいは他の米国知財の問題につきさらなるご質問がありましたら、その御質問を、MXM@CLL.COMを通じて私までお送りください。

マーク・モンタギュー

コーワン, リーボウイツ & ラットマン法律事務所

COWAN
LIEBOWITZ
LATMAN

